県内の矯正施設紹介（4施設）

※下線部が更新箇所

番号	団体名等	施設の概要
1	宮城刑務所	【施設の概要】 ■成り立ち 明治１２年：「宮城集治監」として発足。当初は、西南戦争で明治政府に反乱を起こした国事犯を収容する目的で、仙台藩若林城の跡地に建設。 明治３６年：「宮城集治監」から「宮城監獄」へ改称 大正１１年：「宮城監獄」から「宮城刑務所」へ改称 昭和３６年：仙台矯正管区管内医療重点施設に指定 昭和４７年：仙台矯正管区管内分類センターに指定 昭和５１年：仙台拘置支所設置 ■収容定員 ７４０名（男子） 【施設の特徴】 ・主に、犯罪傾向が進んでいる２６歳以上の男子受刑者のうち、執行刑期が１０年以上の者を収容しています。 ・「医療重点施設」として、東北地方の５刑務所の男子受刑者のうち、精神障害や身体疾患について専門的医療が必要な者を受け入れて治療しています（Ｃ型肝炎は全国から収容）。 ・高齢の受刑者の割合が多く、それに伴う疾患や障害も生じやすいことから、高齢者の身体機能の維持に向けた「健康管理指導」等を実施し、福祉機関や地域行政等と連携した社会復帰支援も行っています。
2	東北少年院	【施設の概要】 ■成り立ち 昭和１７年１月：仙台市片平丁に仙台少年院として開設 昭和２３年６月：東北少年院に改称 昭和５９年４月：現在地（仙台市若林区）に新設移転 平成２７年４月：女子少年を収容する青葉女子学園を分院として組織改変 ■収容定員 １００名（男子のみ） 【施設の特徴】 ・家庭裁判所で第１種及び第５種少年院送致の決定を受けた男子少年（入院時、２０歳未満）を収容する法務省の施設です。 ・昭和３９年に少年院の特色化を図るため、職業訓練重点施設に指定され、以後今日まで資格取得を軸とした専門的な職業指導を中心とした矯正教育を行っています。 ・社会復帰支援として、特に就労支援に力を入れており、関係機関の協力をいただきながら、在院中に就労内定を得ることができるよう努めています。 ・平成３０年度から短期課程も併設され、教育期間が長期間（約１年間）の者と短期間（６か月未満）の者を処遇する施設となりました。
3	青葉女子学園	【施設の概要】 ■成り立ち 昭和２５年４月　東北少年院分院青葉女子学院として設立 昭和２７年５月　青葉女子学園と改称し、翌月に仙台市八本松へ移転 昭和５８年３月　新営工事完了・現在地に移転 平成２７年４月　東北少年院の分院となる。 ■収容定員 ５５名（女子のみ） 【施設の特徴】 ・東北地方唯一の女子少年院です。 ・女子少年に顕著な問題性に着目し、一人ひとりの発達の程度や障害等に応じたきめ細かい教育（矯正教育）を行います。 ・円滑な社会復帰を目指し、修学支援や就労支援を実施し、希望により在院中に様々な資格取得を行うことも可能です。
4	仙台少年鑑別所	【施設の概要】 ■成り立ち 昭和２４年１月：「仙台少年観護所」及び「仙台少年鑑別所」として開設 昭和２５年４月：「仙台少年保護観察所」に改称 昭和２７年８月：「仙台少年鑑別所」に改称 平成２７年６月：「法務少年支援センター仙台」として地域における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を開始 平成３０年４月：盛岡少年鑑別所が仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所となる。 平成３１年４月：山形少年鑑別所が仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所となる。 ■収容定員 ５０名（男子４３名、女子７名） 【施設の特徴】 ・非行のあった少年のうち、家庭裁判所の措置があった少年（男女共）を収容し、非行の原因を分析したり、次の非行を防止するために必要な支援について提案したりしています。また、少年が落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活環境を整えたり、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等を身に付けてもらうため、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。 ・「法務少年支援センター仙台」（ふるじろ心の相談室）という名称の下、「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに、個人や関係機関からの依頼を受けて、地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。援助対象者の年齢に制限はなく、依頼の内容に応じて、多くの関係機関と連携して取り組んでいます。